

# 令和6年度 宮城県森林審議会第1回森林保全部会 議事録

日時 令和6年12月17日（火）

午前10時30分から午後0時30分まで

場所 行政庁舎13階 環境生活部会議室

配付資料

資料1

「miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置（気仙沼市）」に係る林地開発について

## 1 開 会

事務局から開会を宣言し、構成委員5名中4名出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により部会が成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

## 2 あいさつ（河野部会長）

森林保全部会長の河野でございます。

今回は、本年度、1回目となりますが、部会委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。

本日は、1件、諮問されておりますので宜しく御審議願います。

## 3 議 事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、太陽光発電施設の設置を目的とする林地開発許可案件の1件でございます。

このあと、審議事項（1）の「miyagi motoyoshi solar 合同会社」に係る案件を御審議いただきます。なお、資料については、予め委員の皆様へ送付し、内容を御確認いただいております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長

が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

河野部会長：（１）「miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

河野部会長：ただ今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から何か御質問はございませんか。

大山委員：１１ページ事業計画書の地形・地質のうち地形の特徴を書く欄について、「傾斜のある山林」と記載されていますが、地形に係る記載をする欄ですので、山林ではなく、地形の特徴を具体的に記載してください。

１２ページの中段に記載の、コナラ、クヌギを 2,000 本/ha 植栽することについてですが、生物多様性を保全するため、苗木の調達先は遠方ではなく、できるだけ地域の遺伝子を攪乱しない近くの生産者から調達していただきたいと思いました。

１７ページに行きまして、一番上の行に、希少猛禽類が生息する可能性があることから情報収集を行い、県や環境省にもヒアリングされたと記載されていますが、その際に調査をどのように行うべきかについてアドバイスを受けているのでしょうか。先ほどの説明の中で生息状況の実施という項目がありました。それからすると、今回の事業予定地の中には古巣の調査だけでなく、猛禽類の生息状況の調査が必要かと思います。例えば、巣が事業予定地のそばにあって、繁殖期にその場所を利用する環境となっていれば、それは大きな影響が出ますので、できましたら、先ほどの説明のとおり、生息の状況を調査するということがあっていいかなと思いました。

それから 71 ページに行きまして、残置森林についてですが、残置する部分の地形起伏はそのままの状態を残すということによろしいのでしょうか。そうすると、法面が発生しますが、残置森林の健全性を保つ視点から考えると、一気に伐採してしまうと、伐採により突然林内に光が差し込んで林内気候が大きく変わってしまいます。通常、森林には必ずマント群落と呼ばれる森林を保護する群落が発達しています。ですので、切りっぱなしにするのではなく、周辺の木々を伐採する時に、そこにあった低木や幼木、小さい木々を林の縁に植えていただき、林内の気候を守る、そして森林の健全性を保つという観点でマント群落の発達にも配慮していただければと思います。

河野部会長：それでは、４項目質問がございました。最初に 11 ページの地形に関する文言について、回答をお願いします。

事務局：御指摘のとおり、地形の特徴についてわかりやすく記載されるよう、後日事業者と調整します。

河野部会長：次に12ページのコナラ、クヌギ苗木の植栽について、なるべく遺伝子攪乱を避けるために近くから調達すべきではないかということについてはどうでしょうか。

事務局：苗木については、生産個所が限られている関係もあるので、必ずしも近くから調達できるかはわかりませんが、できるだけ近いところで入手されるよう、県からも指導いたします。

河野部会長：次に17ページの猛禽類の関係について、近隣の生息状況についても確認したしほうが良いのではないかということについてはいかがでしょうか。

事務局：今回の事業者によるヒアリングや古巣の調査結果では確認されていないこととなっております。

なお、猛禽類の関係については、希少種の生息に係る情報が含まれる可能性がありますので、後ほど傍聴人に退出いただき詳細を御説明したいと思います。

河野部会長：はい。では、71ページの残置森林の健全性確保のためにマント群落を形成するような措置をしてはどうかということについてはいかがでしょうか。

事務局：林地開発許可制度が求める災害の防止や水害の防止といった許可基準としての観点ではなく、配慮した施工ができるかどうかという観点から、事業者を確認したいと思います。

河野部会長：続いて委員からいかがでしょうか。

進藤委員：事業計画図面では、大きく内側に切れ込んでいる部分があり、民家があるというお話でしたが、何件くらい民家があるのか、また、事業地に囲まれてしまうので、生活に支障をきたしてしまう可能性が懸念されますが、何か配慮があったのでしょうか。

また、近年の豪雨の影響による土砂災害などの心配があります。71ページでは30度以上の斜面にはパネルを設置しないということでしたが、その時の土壌の状況はどうでしょうか。

また、道路の向い側に大規模な太陽光発電施設が2つあったと思います。もし、そこからの排水と今回の事業地からの排水が同じ川に流れるようであれば、その点についての配慮はどのようにされているかについてお尋ねしたいと思います。

河野部長：それでは3点ございました。まず民家に対する配慮について回答をお願いします。

事務局：民家が2件ございます。周辺に残置森林を残し、その上に水路を配置して民家がある地域に影響が及ばないように計画されています。また、一方の民家の直上に調整池が作設されます。調整池の流末には既存の水路があり、大雨が降った場合でもその水路で雨

水が流下できるよう、水路を修繕する計画となっています。

また、30度以上の斜面にパネルを設置しないことについてですが、太陽光発電施設は、地盤強度の指標であるN値が3以上であることが望ましいとされていますが、今回の事業地は、ボーリング調査の結果から一番小さい部分でもN値9となっており、必要な地盤強度があると認識しています。

河野部会長：もう一つ、今回の事業地の向かい側にある開発地からの排水も馬籠川に流入するというところでいいでしょうか。

事務局：そのとおりです。馬籠川の河川管理者は宮城県となっており、開発を行う上では河川管理者に対し、事業排水を河川で安全に流下できるかどうかについての確認が必要で、今回の事業の場合は、防災調整池設置指導協議の中で河川管理者に確認されています。

河野部会長：ほかにございませんでしょうか。

大沼委員：原状回復の方法について教えていただきたいのが一つ、それから、廃棄等費用積立ガイドラインの内容について説明をお願いします。

事務局：原状回復について、県としては基本的に森林に復旧していただくように指導しています。森林へ復旧した場合には、県に連絡していただくようお願いしています。

廃棄等費用積立ガイドラインの内容については申請者から説明をお願いしたいと思いません。

河野部会長：申請者からお願いします。

申請者：今回の事業はFIP認定の入札をしております。その中で今年4月からFIP認定をとるためには積立を強制的に行う制度が出たため、FIPでもらう資金から強制的に積み立てる形となります。

河野部会長：それでは、私の方から何点か質問したいと思えます。

まず、14ページの上から2つ目、開発中及び完了後の管理は、事業者と契約したOM (Operation & Maintenance) 会社による管理とありますが、施工業者もこのOM会社なのでしょうか。

事務局：申請者からお願いします。

申請者：OM会社と施工会社は別の会社となります。

河野部会長：施工会社の選定の予定は決まっていますか。

申請者：本社の親会社がポルトガルにあり、ヨーロッパで上場している関係で、コンプライアンス上入札によりすることとなっており、現在その入札プロセス中となっています。

ただし、今回のような規模のプロジェクトでは、銀行でも認めるいわゆる日本の大企業など、与信的に問題ない会社を選びます。

河野部会長：わかりました。続いて、14ページのところで、太陽光発電終了後にパネルを撤去する記載の部分に、地上権契約第11条に事業終了後の対応を記載しているとあります。どのような内容でしょうか。

事務局：地上権者は、存続期間満了又は第10条第2項に基づく地上権者による解除に伴う本契約終了時には、その選択により（i）本発電施設を撤去し、所有者に本土地を原状回復（造成後の状態までの回復で足りるものとする。）の上で返還し、又は（ii）所有者の要請又は同意があることを条件として、本発電施設を無償で所有者に譲渡し、本土地を原状回復することなく本契約終了時の現状有姿にて所有者に本土地を返還する。また、これら以外の事由による本契約終了時には、地上権者は、本発電施設を撤去し、所有者に本土地を原状回復（造成後の状態までの回復で足りるものとする。）の上で返還する。但し、本契約終了までに、地上権者と所有者間で、本発電施設につき別途の合意をすることを妨げない。とあります。

河野部会長：ありがとうございます。わかりました。所有者は何名いるのでしょうか。

事務局：地番としては48ございまして、大半は個人の方でございまして。人数としては個人が12名です。

河野部会長：それで全てですか。

事務局：あとは申請法人が所有する土地や法定外公共物、電気送電事業者の土地がございまして。

河野部会長：地権者の方々とは地上権契約を結んでいるということですね。

事務局：そのとおりです。

河野部会長：83ページ、井戸水に影響が出た場合、上水道を設置するとの説明でしたが、それは文書で示されていますか。

事務局：文書で示されています。

河野部会長：技術的な部分で、12ページに記載の盛土法面の2段目以降に水平排水材を設置するとありますが、土工定規図には記載されていませんでしたが。

事務局：調整池堤体の図面で、水色で示しているものです。不織布で、水をしみこませてそこから排水するものとなっています。

河野部会長：それから11ページの土工関係において、総切土量が146,700 m<sup>3</sup>、総盛土量が168,800 m<sup>3</sup>で、切土量より盛土量が多いのはなぜでしょうか。

事務局：地山採掘によりほぐし土量としてかさが増えるなどにより土量差が生じます。

河野部会長：それから、土砂災害防止区域について、資料2ページの関係法令には土砂災害防止法が含まれていませんがこれはなぜでしょうか。

事務局：土砂災害防止法が法律として規制しているものは、住宅地などの建築物に対する規制ですが、今回の太陽光発電施設の設置は規制の対象となっていません。

しかし、林地開発許可制度の技術基準では、手続きが不要であったとしても、防災上の配慮をすべき区域の一つとしており、今回は林帯の確保や水路の設置により対策する計画となっています。

河野部会長：それは土砂災害危険区域などがかった場合の規定ということですね。

事務局：そのとおりです。

河野部会長：わかりました。そのほかありませんでしょうか。

進藤委員：伐採木の利用については何も触れられてはいませんでした。林齢が50年以上のものもあり、有効に利用できるものもあるかと思ったのですが、ほとんどをバイオマスに使うのか、あるいは有効に使う手立てを考えているのかどうかお尋ねしたいと思います。

もう一つ、国道346号線に面しており、地元要望に応じて保全帯とすると記載されていますが、具体的にはどのようなことか教えていただきたいです。

事務局：伐採木の利用については申請者から説明いただいてよろしいでしょうか。

申請者：今回の事業地は地権者と建設後35年間の地上権の契約を結ぶこととなりますが、基本的には地上部の木については伐採してもその所有は地主にあります。そのため、伐採事業者及び所有者の財産として販売するものの、すべてが売れるものではなく、枝や根はチップとして、場内の敷き均しに使う。それ以外に残るものについてはバイオマスに使う予定としています。

事務局：質問二つ目の保全帯とは、土地利用計画図のオレンジ色の着色部分で、普段日陰

ができて冬季に凍結してしまうので、日陰となる区間の木を伐採してほしいという要望があったものです。そこは伐採するものの、その後特段の施工は行わないため、保全帯として区分されています。

河野部会長：ほかにございますか。

それではないようでしたら、ここで先ほどの猛禽類の生息についてとなります。これについては傍聴者に一時退席をしていただきますのと、資料を回収させていただきますのでよろしくお願ひします。

(傍聴者退出)

【非開示部分】

(傍聴者入室)

河野部会長：そのほかございますでしょうか。

無いようですので、これで質疑を終了します。これから、今回の答申内容を検討するにあたり、委員の皆様から意見をいただくこととなりますが、冒頭に司会から説明のありましたとおり、申請者様・傍聴者の皆様には御退出いただきますとともに、資料を回収させていただきます。

(申請者・傍聴者退出)

【非開示部分】

(申請者・傍聴者入室)

河野部会長：それではお諮りいたします。miyagi motoyoshi solar 合同会社が行う太陽光発電施設の設置を目的とする林地開発許可につきましては、許可することに特に問題ないとして答申することに御異議はございませんか。

(異議なし)

河野部会長：異議が無いようですので、許可することに特に問題ないとして答申することに決定しました。

それでは審議事項が終了しましたので、申請者の皆様にはここで御退出をお願いします。

申請者：ありがとうございました。

(申請者退出)

河野部会長：それでは次第の（２）その他に入りますが、まずは委員の方から何かございますか。

進藤委員：２点確認したいことがございました。１つ目は、太陽光発電施設の案件で、許可されたものの、着工されていない事案はあるのでしょうか。また、福島県では、工事を始めてから中止を指示された事案があったようなのですが、そのように工事途中でも工事状況を調べる仕組みはあるのでしょうか。

事務局：１つ目の着工していない太陽光発電施設の案件に関してですが、２件ございます。

１件は、林地開発許可とは別の法令手続きにより着手できていないもの、もう１つが地域住民との合意形成の関係で着手できていません。

また、着工後については年に１回履行状況を調査することとなっておりますので年に１回出先の事務所が現地を立ち入り調査しています。

大山委員：それは、工事中、工事後、運転開始後も年１回ということでしょうか。

事務局：電気事業施設は完了後に運転を開始することになりますが、完了すると林地開発許可が無くなります。そのため、運転開始後は電気事業施設として別の部署が管理します。

大沼委員：完了後はどこの部署で確認することになるのでしょうか。

事務局：県の部署でいえば、次世代エネルギー室で条例に基づいた手続きを要しています。

なお、電気事業施設は電気事業法で所管される施設ですので、当該法令を所管する経済産業省、宮城県であれば東北経済産業局が所管部署となります。

大沼委員：それが適正に運用されていればよいのですが、完了したことをもって指導が切れて、住民に不安が生じたりすることも考えられるので、指導が切れないように県も関わることはできるのでしょうか。

事務局：県の方では、住民の方々の理解を得たうえで進めていくために条例やガイドラインが設定されておりますので、そのような観点からは引き続き県も関わっていくこととなります。先ほど申しました電気事業法に関する部分に関しましては、東北経済産業局となります。

河野部会長：整理させていただきますと、森林法では林地開発許可を出して、年に１回履行調査を行い、完成したらそこで森林法から手が離れますが、残置森林については、例えばそこで伐採されたなどがあれば、そこについては引き続き森林法により指導されるということでしょうか。



事務局：そのとおりです。

進藤委員：今回の申請親会社は風力発電の大手とのことですが、沿岸部では風力発電施設が増えてきたと感じるのですが、今後そういった案件が増えてくる感じでしょうか。

事務局：太陽光発電施設の事案については一時期よりも相当案件が減りました。一方で風力発電施設については特段増えたりはしていませんが、ある一定量の事案相談があるという印象を受けています。

河野部会長：関連して、秋保で新聞報道などに出ている案件があるようですが、森林に係るものかと思いますが、スケジュールなどの情報はありますか。

事務局：事業者が地元地権者に対して行った説明会の内容について地域の方々が心配しているという状況で、具体的な内容については把握していません。

河野部会長：そのほか何かございませんでしょうか。

それでは、県の方からございますでしょうか。

事務局：（令和5年度許可及び協議実績に関する説明）

河野部会長：ただ今の報告に対しまして、委員の皆様から質問はございますでしょうか。

無いようですので、審議のすべてを終了したいと思います。司会にお返しいたします。

事務局：それでは令和6年度の森林審議会森林保全部会の一切を終了させていただきます。ありがとうございました。